

藤倉憲議員の政治倫理基準に反する行為の存否についての審査請求

令和5年10月14日に開催された「松山第一小学校創立150周年記念式典」に併せて発刊された記念誌において、寄付者として「ヘアーサロンフジクラ（藤倉憲）」との記載があると市民から情報が寄せられた。当時副議長という立場でありながら、藤倉憲議員が行なった寄附行為は、東松山市議会議員政治倫理条例第3条第5号に定める「政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を授受しないこと。」に抵触していると考えられる。しかし、令和7年5月30日に開催された全員協議会の場で、当時議長候補者でたあった藤倉憲議員は、この件について問われた際に、「問題ないと考えている」という旨の発言をした。同条例同条第1号に「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と定めているが、現在、市議会を代表する議長職に就いている藤倉憲議員が行なった寄附行為は、議員としての品位と名誉を損ない、不正の疑惑を持たれる行為であり、その見識は議会を代表するに相応しくないと云わざるをえない。

以上のことから、藤倉憲議員は政治倫理基準に反すると考えられる行為によって東松山市議会の信用を失墜させたので、同条例第7条に基づき、東松山市議会議員政治倫理審査会を設置し、当該寄附行為に関する事実解明並びに説明責任を果たすこと、及び東松山市議会に対する市民の信頼を回復すること等を目的として審査を求める。

（参考として資料1を添付）

令和7年7月17日

東松山市議会議員 藤倉憲 様

提出者 東松山市議会議員

同

同

井上聖子

宇藤和俊

田中二美江

